

# 第44回

# 全国社会福祉法人経営者大会

## 参加・宿泊等のご案内

**開催期日** 令和7年9月18日(木)～19日(金)

**開催地** 福岡県福岡市

**主催** 全国社会福祉協議会・全国社会福祉法人経営者協議会  
福岡県社会福祉法人経営者協議会

## 第44回全国社会福祉法人経営者大会

# 【参加・宿泊等のお申込みについて】

「第44回全国社会福祉法人経営者大会」へのご参加および、ご参加に伴うご宿泊等につきまして、名鉄観光サービス株式会社MICEセンターにて受付をさせていただきます。

お申込みはWeb申込みで受付させていただきます。お申込みの際には、本冊子の記載内容を必ずご確認ください。

## 目次

1. 大会及び懇親会への参加申込について
2. 申込方法・お問い合わせ先のご案内
3. 交通アクセス及び会場直行バス運行のご案内
4. 宿泊プランについて(募集型企画旅行)
5. 会場・ホテル案内図
6. 全体会場・分科会会場・懇親会会場のご案内
7. 変更・取消のご案内
8. その他のご案内
9. ご旅行条件書

## 1 大会及び懇親会への参加申込について

- 大会の内容につきましては、別添の開催要項をご参照ください。大会への参加申込については、Web申込み(詳細は2ページ)にてお申込みください。
- 大会1日目(9月18日(木))の懇親会は希望制となります。参加をご希望の方は、Web申込専用サイトよりお申込みください。
- 大会参加費及び懇親会参加費は下記の通りです。

### (1)大会参加費

- ・全国経営協 会員法人からの参加 1名様あたり 35,000円
- ・全国経営協 非会員法人等からの参加 1名様あたり 45,000円

※大会参加費には9月18日(木)昼食弁当代を含みます。

### (2)懇親会費(希望参加)

1名様あたり 15,000円

※上記費用には、料理・お飲物・サービス料・消費税が含まれております。

※先着順にて受付をさせていただきます。定員に達した場合、お断りさせていただきますので、ご了承ください。

※懇親会は旅行契約には該当いたしません。

## 2

# 申込方法・お問い合わせ先のご案内

- 下記申込サイトからお申込みください。

<https://www.mwt-mice.com/events/2025keieikyo>

※参加お申込みの登録操作方法は、上記サイトのトップページをご覧ください。

- 申込サイトへは全国経営協ホームページからもアクセスいただけます。  
全国経営協ホームページ⇒第44回全国社会福祉法人経営者大会申込サイト

- 参加申込みの流れ

- ① 上記の専用サイトよりお申し込みください。
- ② 申込み完了後、登録いただいたメールアドレス宛に「参加登録完了兼振込案内メール」をお送りします。 ※申込後、24時間以内に申込完了メールが届かない場合には、名鉄観光サービス株式会社MICEセンターまで必ずご連絡ください。 ※お使いのパソコン・スマートフォン等の設定でメールの受信拒否設定をされている方は、「@mwt.co.jp」ドメインからのメールが受信できるようにあらかじめ設定してください。
- ③ 「参加登録完了兼振込案内メール」に記載の振込案内をご確認いただき、当社が指定する振込期日 までにお振込みをお願いいたします。
- ④ ご入金確認後、開催1週間前までを目途に最終のご案内をメール送信します。 メール内容をご確認いただき、申込サイトにログインいただき、お申込者自身で参加券等をダウンロード印刷のうえ大会当日の会場受付にてご提示ください。
- ⑤ 参加費入金の有無にかかわらず、9月11日(木)以降の参加取消については、大会参加費が発生 いたしますのであらかじめご了承ください。

- 申込締切日【8月1日(金)】までの変更・取消は、参加者ご自身にて専用サイトで変更等の操作をしてください。

締切日を過ぎた【8月2日(土)】以降は、専用サイト上の「お問い合わせ」よりご連絡ください（お電話での変更取消はお受けいたしかねます）。

## 【申込み先・お問い合わせ先】

観光庁長官登録旅行業第55号  日本旅行業協会正会員  ボンド保証会員  旅行業公正取引協議会会員

旅行企画・実施  **名鉄観光サービス株式会社 MICEセンター**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL:03-3595-1121 FAX:03-3595-1119

総合旅行業務取扱管理者:田中 広伸 【受付時間】平日10:00~17:00 土・日・祝日は休業

旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。

この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明の点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

営推25-004

### 3 交通アクセス及び会場直行バス運行のご案内



#### 《博多駅からヒルトン福岡シーホークへのアクセス》

##### 地下鉄で

博多駅より乗車 ⇒ 唐人町駅もしくは西新駅にて下車 ⇒ 西新・唐人町駅よりホテルへは徒歩約19分・タクシー約6分・バス約6分

##### バスで

バス停「博多バスターミナル」6番乗り場から【行き先番号306:福岡タワー(TNC会館)、藤崎、藤崎・金武営業所】に乗車 ⇒ ヒルトン福岡シーホーク前バス停下車 徒歩約1分

##### タクシーで

乗車時間 約16分

#### 《会場直行バスのご案内》(無料)

本大会では、皆様の移動の負担を考慮し、博多駅と会場間の会場直行バスを設定いたします。無料でご乗車いただけますが、事前に乗車希望調査を行っておりますので、乗車をご希望の場合は、申込時に希望のご登録をお願いいたします。

- 大会専用バスの運行日は、令和7年9月18日(木)[往路・復路]・19日(金)[往路・復路]です。
- 乗車場所・運行時間等の詳細につきましては、開催1週間前までを目途にメールでご案内予定の大会の「最終案内」をご確認ください。

運行スケジュール(予定) ※下記運行スケジュールは変更となる場合がございます

1日目 9/18(木)	09:00~09:30	JR博多駅	→ 会場(ヒルトン福岡シーホーク)
	17:30~18:00	会場(ヒルトン福岡シーホーク)	→ JR博多駅
	20:30~21:00	会場(ヒルトン福岡シーホーク)	→ JR博多駅
2日目 9/19(金)	07:40~08:10	JR博多駅	→ 会場(ヒルトン福岡シーホーク)
	12:20~13:00	会場(ヒルトン福岡シーホーク)	→ JR博多駅
	12:20~13:10	会場(ヒルトン福岡シーホーク)	→ 福岡空港

## 4 宿泊プランについて(募集型企画旅行)

- 設定日 【前泊】令和7年9月17日(水) ・ 【当日泊】令和7年9月18日(木)
- 旅行代金は下記一覧をご参照ください。  
※旅行代金は、朝食付、サービス料、諸税を含むお一人様1泊あたりの料金です。
- 最少催行人員 : 1名様
- 添乗員 : 同行いたしません。
- 日程は下記ご参照ください。

1日目	自宅又は前泊地=(各自にて)=宿泊地	食事	朝:× 昼:× 夜:×
2~最終日	宿 泊 地=(各自にて)=宿泊地	食事	朝:○ 昼:× 夜:×

### ■ 宿泊施設名一覧

No.	地区	ホテル名	お部屋タイプ/室数	旅行代金1泊1名料金 * 朝食付き	会場アクセス
					大会会場までの距離
1	百道 (大会会場)	ヒルトン福岡シーホーク	ツインorダブル (シングルユース)	¥29,500	車で約0分 同会場
2	天神	ホテルJALシティ福岡天神	シングル	¥21,000	車で約15分 6.2km
3	天神	ホテルモンテレ福岡	シングル	¥21,000	車で約15分 7.2km
4	天神	西鉄イン福岡	シングル	¥19,000	車で約13分 5.8km
5	天神	ホテルモンテラ・スール福岡	シングル	¥17,000	車で約13分 5.7km
6	天神	ホテルモンテエルマーナ福岡	シングル	¥16,000	車で約15分 6.5km
7	天神	アークホテルロイヤル福岡天神	シングル	¥13,000	車で約10分 5.1km
8	中洲	ホテルリソルトトリニティ博多	シングル	¥22,000	車で約15分 6.4km
9	中洲	博多エクセルホテル東急	シングル	¥19,000	車で約15分 6.5km
10	博多	ANAクラウンプラザホテル福岡	シングル	¥28,000	車で約20分 8.8km
11	博多	ホテル日航福岡	シングル	¥25,000	車で約20分 8.3km
12	博多	ダイワロイネットホテル博多冷泉 PREMIER	シングル	¥21,000	車で約19分
			ツイン (シングルユース)	¥23,000	8km
13	博多	オリエンタルホテル 博多ステーション	シングル	¥23,000	車で約20分 9.2km
14	博多	西鉄ホテルクルーム博多祇園 櫛田神社前	シングル	¥22,000	車で約15分 7.1km
15	博多	マースガーデンホテル博多	シングル	¥17,000	車で約20分 9.3km

- 各ホテル・部屋タイプはお申込み順にて満室となり次第、受付を締め切らせていただきます。  
なお、満室となったホテルはWEB上選択が出来なくなりますので、予めご了承ください。
- ツインシングルユース・・・ツインのお部屋をおひとり様でご利用される場合の料金です。
- 禁煙・喫煙のご希望は部屋数の関係でご希望にそえない場合がございます。予めご了承ください。  
※なお、ヒルトン福岡シーホーク・ホテルリソルトトリニティ博多・ANAクラウンプラザホテル福岡は全室禁煙の宿泊施設です。

## 5 会場・ホテル案内図

前頁の宿泊施設および会場の位置情報は、下記URLよりご確認ください。

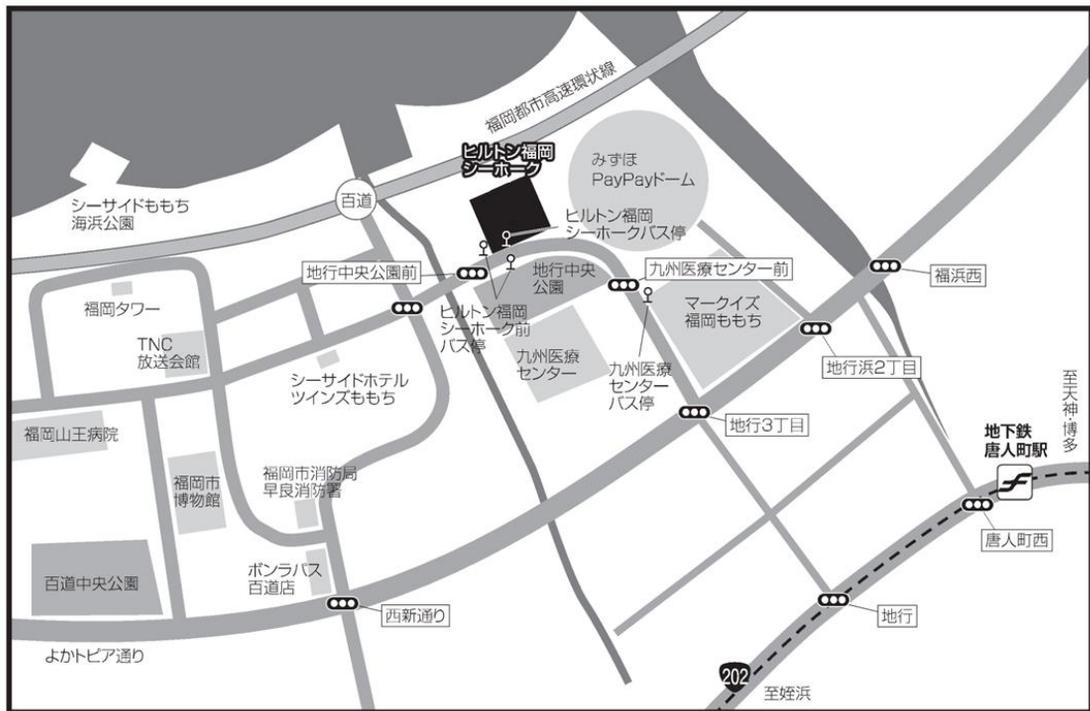
<https://www.google.com/maps/d/u/1/edit?mid=1JWaexUv515jYJMVoUbjVEeD3TNhpbzBQ&usp=sharing>

宿泊施設については4ページを合わせてご確認ください。

## 6 全体会会場・分科会会場・懇親会会場のご案内

本大会は「ヒルトン福岡シーホーク」にて全体会、分科会、懇親会を実施いたします。

項目	施設名
全体会	ヒルトン福岡シーホーク
分科会	
懇親会	



博多駅から会場の「ヒルトン福岡シーホーク」へは直行バス(無料)を運行いたします。

詳しくは3ページを合わせてご確認ください。

集合同所や時間の詳細は開催1週間前までを目途に送信予定の最終案内メールにてご案内予定です。

## 7 変更・取消のご案内

申込締切日【8月1日(金)】までは、申込サイトから変更・取消操作を行ってください。  
締切日を過ぎた【8月2日(土)】以降は、申込サイト上の「お問い合わせ」からご連絡ください  
(お電話での変更取消は致しかねます)。  
取消料につきましては、下記の表にてご確認ください。

大会参加費 資料申込	令和7年9月10日(水)までのお取り消し・・・無料 令和7年9月11日(木)以降のお取り消し・・・参加費を申し受けます(後日本資料送付)。 また、スライド資料をご注文の場合はその費用も申し受けます(後日資料送付)。				
取 消 日	20日～8日前まで	7日～2日前まで	前日	当日	無連絡不参加 旅行開始後
宿 泊 プ ラ ン	20%	30%	40%	50%	100%
取 消 日	10日～8日前まで	7日～2日前まで	前日	当日	無連絡不参加 旅行開始後
懇 親 会	令和7年9月4日(木)までは無料。令和7年9月5日(金)以降は、100%の取消料を申し受けます。				

- 取消日は、弊社が申込サイト上の「お問い合わせ」からの連絡を受信した日にちといたします。
  - ご返金が発生する場合は、大会終了後に取消料及び所定の振込手数料を差引きのうえ送金いたします。事務処理上ご返金に多少の日数がかかる場合がございます。なお、大会当日会場でのご返金はいたしません。ご了承ください。
  - 参加費入金の有無に関わらず、9月11日(木)以降の参加取消については、大会参加費及び資料申込に係る費用を申し受け、後日、資料を送付いたします。予めご了承ください。
- ※スライド資料をご注文されていない場合は、大会当日配布予定の本資料のみ、後日送付いたします。

## 8 その他のご案内

### ○募集型企画旅行

本大会の「宿泊プラン」は名鉄観光サービス(株)が旅行企画・実施するものであり、お申込みいただくお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。詳しい旅行条件を説明した書面につきまして、7ページ～9ページをご確認ください。

※契約の内容条件につきましては、お申込み前に当社の店頭またはホームページでも確認いただけます。  
名鉄観光サービスホームページ(<https://www.mwt.co.jp/>)⇒ TOPページ右下部⇒各種約款・条件書等について⇒ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)

### ○個人情報の取扱いについて

名鉄観光サービス株式会社は、お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や輸送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関及び手配代行者に提供いたします。また、全国社会福祉法人経営者協議会事務局の要請に基づき、名簿作成のために情報を提供いたします。それ以外の目的でご提供いただく個人情報は、利用いたしません。  
※上記の他、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社店頭またはホームページにてご確認ください。

#### 【セキュリティの確保について】

個人情報保護方針、個人情報保護の対応について <https://www.mwt.co.jp/info/kojinjohohogo.shtml>

○旅行条件・旅行代金の基準 この旅行条件・旅行代金は令和7年3月4日を基準としています。

《最少催行人員》宿泊プラン:1名

《添乗員》同行いたしませんので、ホテルへのチェックインはお客様ご自身で行っていただきます。

※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申込みください。

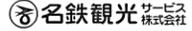
※この書面は、旅行業法第12条の4に定める旅行取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

※懇親会に関しては、旅行契約に該当いたしません。

※旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を収受した時に成立します。

## ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

観光庁長官登録旅行業第55号  
 名鉄観光サービス株式会社

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名順2丁目14番19号、観光庁長官登録旅行業第55号。以下「当社」といいます。）が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 「国内旅行」とは、本邦内での旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けられることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

## 2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託旅行業者の営業所（以下併せて「当社」といいます。）にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点で契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領した時に成立するものとします。なお、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは第2項(2)の(イ)の定めによります。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申込みの際、お支払対象旅行代金又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

区 分	申込金（おひとり）
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (6) ウェイティングの取扱いについての特約  
 当社は、お申込みいただいた旅行日、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。

(ア) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただけます。この時点では旅行契約は成立していません。なお、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。

(イ) 当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(ウ) 旅行契約は当社が前(イ)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

(エ) 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(オ) 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。

- (7) 当社は、(6)の(ウ)のお待ちいただける期間までにお客様に連絡がとれなかったときは、予約可能となった場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、預り金は全額払い戻しいたします。

- (8) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 3. お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただけます。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (3) 特定旅客運送を对象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が、当社の指定する条件に合致しない場合はお申込みをお断りする場合があります。
- (4) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後これらに状態になった場合は、あらかじめお申し出ください）。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- (5) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面でお申し出をいただいたことがあります。
- (6) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同乗者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (7) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (8) お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることがあります。
- (9) お客様のご都合により旅行の行程から脱落される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要となります。
- (10) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。
- (11) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (12) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (13) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を損傷したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (14) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

## 4. 契約書面及び確定書面（最終日程表）の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収書、確定書面（最終日程表）は契約書面の一部となります。
- (2) 確定した旅行日程、航空機の便名、列車名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を速くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日当日にお渡しします。また、お渡しし期日前であってもお問い合わせいただいたければ、手配内容についてご説明いたします。
- (3) 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところに特定されます。

## 5. お支払対象旅行代金

- (1) 「お支払対象旅行代金」（以下単に「旅行代金」といいます。）とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出した額の基準となります。
- (2) 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。
  - (ア) 「追加代金」
    - a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金
    - b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金
    - c. 「グリーン車追加代金」等と称する列車、航空機等の使用席等の等級変更による追加代金
  - (イ) 「割引代金」
    - a. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等への変更のための追加代金
    - b. 「返泊プラン」等と称する返泊のための追加代金
    - c. その他「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
  - (イ) 「割引代金」
    - a. 「割引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
    - b. 「子供割引代金」等年齢その他の条件による割引代金
    - c. その他「〇〇割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

- (2) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

## 6. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

## 7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
  - (ア) 旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。(イ) 航空運賃及び船舶・鉄道運賃等（コースにより等級が異なります。）
  - (イ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
  - (ロ) 宿泊代金及び税・サービス料金
  - (ニ) 食代金及び税・サービス料金
  - (ホ) 団体行動の心付け
  - (カ) 乗員が同行するコースの乗員同行代金
  - (キ) その他パンフレット等に定められる明示したものの
- (2) (1)の諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

## 8. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- (1) 第7項の他は含まれません。その一部を明示します。
  - (ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
  - (イ) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
  - (ウ) クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのカー・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、及びこれに伴う税・サービス料
  - (エ) 傷害・疾病に関する医療費等
  - (オ) 「オンジョウラー」等と称し、現地にて希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
  - (カ) 「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
  - (キ) 空港旅客施設使用料（パンフレットに明示した場合を除きます）

## 9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、公安委員の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

## 10. 旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。

- (ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しく経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたとき、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
- (イ) 当社は、(ア)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、(ア)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (ロ) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (ニ) 第9項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、サービスの提供が行われていたにもかかわらず運送・宿泊機関等の運賃・料金の他の諸設備が不足しなかった（いわゆるオーバーブッキング等）による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (ホ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後当社側に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。



- (4) (1)の損害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社が(1)による補償金支払義務と第20項により損害賠償義務を兼ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとし、また、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。

## 22. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収めて実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。))のうち、当社が旅行企画・実施するもの第21項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプションツアーは、パンフレット等に「旅行企画・実施:当社(又は名鉄観光サービス)」と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
- (ア) お申込みは原則的として現地となり、お支払も現地となります。
- (イ) 契約はオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- (ウ) 契約の成立は、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。
- (エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等に確認してください。
- (オ) 当社以外がオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第21項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は慰労金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

## 23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)～(ウ)の(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の確保・配座その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
- a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変  
b. 暴乱  
c. 暴動  
d. 官公署の命令  
e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止  
f. 運送、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供  
g. 旅行参加者の生命又は身体安全確保のための必要な措置  
h. 第20項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
- (ウ) 第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
- (エ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

当社が変更補償金を支払う変更	変更 にお支払い対象旅行代金 補償金の額 X 旅行開始後 旅行開始前	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%

④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1) 「旅行開始前」とは、当該変更が生じた旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合は、注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。

注5) 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6) 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によりします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が、0.00円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替えて、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

## 24. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害賠償を請求しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

## 25. 通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。))のカード会員(以下「会員」といいます。))より、所定の位置への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受け」と(以下「通信契約」といいます。))を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込みを受けられる場合があります。この場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を結ぶ加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。(受託旅行会社により当該取扱いができない場合があります。また取扱い可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の店頭に会員の署名をいいたきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。

- (ア) 通信契約の申込みの際、会員は申込みしよとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
- (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時に成立するものとします。
- (ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

## 26. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等に発生したに伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等のご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイルサービスを受けられる場合がありますが、マイルサービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイルサービスを受けられなくなったときも、理由のいかんを問わず、当社は第20項(1)の責任を負いません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

## 27. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

## 28. 弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事態が生じた場合であって、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

## 29. 個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「受託販売(販売店)」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。))は(以下、両者を合わせて「当社等」といいます。))、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。ほか、当社は、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等)については当パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日にお送りする確定書面に記載されています。))の提供を受けるサービスの手配がそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。))に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号及び搭乗される航空機名等を、あらかじめ電子の方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (2) このほか、当社等では、旅行保険等旅行に必要な当社等と提携する企業の商品やサービスのご案内、当社等の商品やキャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、将来、よりよい旅行商品を開発するためのマーケティング分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (3) 当社等は、旅行中に傷病があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合等に備え、お客様等の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報、お客様に傷病があった場合やお客様の旅行日程に大幅な変更があった場合、その他等国内連絡先の方へ連絡の必要がある当社等が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社等に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとし、
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。